

令和5年4月 農業委員会議事録

飯山市農業委員会



日 時 令和 5年 4月 26日 (水) 午後 15時 00分 開会

場 所 飯山市役所 4階 全員協議会室

出席及び欠席者 全員出席

議事録署名委員 議席番号 9 番 春日 孝利 委員

議席番号 12 番 佐藤 弘子 委員

農地議案審議 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 農用地利用集積計画の決定について

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理に

ついて



別 紙

出欠	議席 番号	氏 名	住所	備考
出席	1	飛澤正志	飯山市大字飯山 2566 番地 1	
出席	2	高橋 政宏	飯山市大字飯山 3019 番地	
出席	3	高澤 富士子	飯山市大字飯山 11492 番地 224	
出席	4	小野沢 純夫	飯山市大字下木島 493 番地 3	
出席	5	栗 林 俊 男	飯山市大字吉 410 番地 1	
出席	6	増 山 正 一	飯山市大字瑞穂豊 1641 番地 1	
出席	7	小林 喜代春	飯山市大字瑞穂 94 番地	
出席	8	清水勝	飯山市大字旭 4873 番地	
出席	9	春日 孝利	飯山市大字緑 1358 番地	
出席	1 0	中原 義行	飯山市大字常盤 3491 番地	
出席	1 1	沼田 浩子	飯山市大字照里 437 番地	
出席	1 2	佐藤 弘子	飯山市大字常盤 5632 番地 1	
出席	1 3	石 田 慶子	飯山市大字照里 954 番地 1	
出席	1 4	足立 久子	飯山市大字常盤 5657 番地 1	
出席	1 5	小 林 嘉 之	飯山市大字常郷 2996 番地	
出席	1 6	酒井 智恵子	飯山市大字豊田 395 番地	
出席	1 7	齊藤正人	飯山市大字一山 187 番地 3	
出席	1 8	廣瀬 公一	飯山市大字照岡 3591 番地	
出席	1 9	清水 敏明	飯山市大字旭 734 番地 1	
出席	2 0	松永晋一	飯山市大字蓮 2743 番地	



事務局長

大変お疲れ様です。ただいまより4月の農業委員会総会を始めさせていただきます。4月の人事異動に伴う転出入する職員、ご挨拶させていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

(事務局より新職員の紹介・挨拶)

ありがとうございました。総会に入っていきたいと思います。 それでは会長のほうからご挨拶をお願いいたします。

会 長

それでは大変ご苦労様でございます。先程紹介がありましたように、市 の事務局職員も異動がありまして、だいぶ変わられたということでござい ます。今までそれぞれ仕事していただいた皆さんには新しい職場で農業委 員会での経験を活かして、また市民のために働いていただきたいと思いま すし、あらたにお迎えした皆様においてもそれぞれの職場の経験を活かし ながら、ぜひそれを農業分野でどういうふうに活かせるか、また農業の発 展をどのようにできるかということを考えて、また別の角度から考えてい ただきながら仕事に励んでいただきたいと思います。非常に農業委員会業 務も面倒になって色々国のほうから注文も多くなっているわけでございま す。その中で、地域計画を作らなくてはならないということで、どうやっ てやったらいいのか手探りの状況でございますが、この大変なところを乗 り切ればまた一つ大きな飛躍の一歩になれるのかと考えておりますので、 気張ってやっていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。非 常に暖かい陽気が続いていたわけでございますが、昨日ですか飯山市の観 測地点ではマイナス 2.6℃ということです。私どもの畑で聞きますと、ア スパラはじめ早い人はズッキーニを定植したところ真っ黒になってダメに なり、種屋に行ってまた蒔いたという話をしておりました。これから週間 予報では低温気味な日が続くということでございます。連休中も定期的に 天候が変わるということなので、やはり5月いっぱいは遅霜の恐れがあり ます。果樹のほうでもかなり被害が出ているようですが、凍害はあまり騒 ぐなということで発表はしなかったのですが、というのは、あそこは凍害 にあってもうダメだという話になると、競争産地の方へ外野の目が向いて しまうことになり、あまり騒がないようにしていました。おととし大変な 被害が出たということですが、これからまた生育が進むにつれて、気温に 弱くなるということです。進んでいる陽気に誘われて、仕事も早めに進ん でいるようですが、昨年の作付け日程をだいたい守っていただいた方が無 難ではないかと思います。また市の関係の皆さんについても職員の関係の 皆さんについても、凍害対策を万全にお願いしたいと思います。また連休 中は菜の花祭りということで一大イベントがあり、菜の花が散ってしまわ ないよう希望を持ちながら段取りをしているようです。また一つ盛大に開 催できますように尽力をお願いしたいと思います。すでにご案内のように、 4月から下限面積が廃止になりました。この議案にも若干どうなのかなと



いう部分がありますが、とにかく事務局の受付の段階で今まで以上にしっかり審査していただいて、変な人が農地を買わないようにご尽力をいただきたいと思っております。私どももその地区の委員さんに実情を調べてもらっていますが、なかなか知らない人から話を聞くのも大変になるわけですが、できるだけ情報収集してもらい、正しい情報の中で判断をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

議 長 事務局より経過報告をお願いします。

【事務局より資料に基づき経過報告】

議 長 事務局より欠席委員の報告をお願いします。

事務局 全員出席です。

議 長 議事録署名委員の指名を行います。

飯山市農業委員会会議規則第8条第1項に規定する議事録署名委員ですが、 こちらから指名させて頂きます。

それでは、議席番号9番 春日委員さん、12番 佐藤委員さんにお願いをいたします。

議長これより、農地議案審議に入ります。

議案第1号 「農地法第3条の規定による許可申請について」

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 | 今月の農地法第3条の許可申請は7件です。

議案第1号について、受付番号1番から7番は所有権の移転に関する件になります。

【 所有権移転 受付番号1番~7番

議案書をもとに朗読と説明 】

ご審議お願いします。

議 長 ありがとうございました

それでは、担当地区の委員さんから補足をお願いします。

1番の補足説明。

20番 事務局の説明通りですが、○○さんは介護施設○○を経営しております。

ちょっと単価が高いですが、施設○○を拡張した時に買った経過もありますし、すぐ隣ということでまた拡張するのかと確認しましたが、とりあえ

1番



議 長 ずは畑のままだということです。お年寄りに収穫体験を通じてセラピーに したいということも計画しているようです。しっかり耕作されていますの で問題はないかと思います。

議 長 2番の補足説明をお願いします。

17番 今までこの田んぼは○○さんが耕作をしていたのですが、○○さんが数年前にやめたそうで、○○さんは耕作するにも機械等何もなくて耕作できないため○○さんが譲り受けて今耕作しているので問題はないかと思います。

議長 3番の補足説明をお願いします。

譲受人の○○さんの家のすぐ裏にこの畑がありまして、2・3年前から○○ さんがお体を悪くさて耕作ができないということで、年々ご自分の畑を人に譲ったりして縮小しているそうです。現地を確認したところすでに現在作付けされています。○○さんの屋根の雪を今まで○○さんのその土地に捨てていて、そういう理由もありますので今回売買という話になったそうです。特に問題ないと思います。

議 長 | 4番の補足説明お願いします。

○○さんですが野沢温泉村に住んでいて、お会いして直接お話を聞かせていただきました。奥様が日本人でしたので通訳をしていただいてお話を聞きました。13 ㎡の小さな畑ですが、確認しましたがしっかり作付けしてしました。去年も耕作したということで、耕作をした写真と収穫した野菜の写真を見せていただきました。野沢で作った大根とこの畑で作った大根は味が違うそうで、とても美味しいというお話でした。

議 長 | 5番の補足説明をお願いします。

15番 譲受人と譲渡人の家は本家と分家の関係です。旦那さんが亡くなって奥さんがいるということです。農地をこのままにしておけば荒地になってしまうということで○○さんがやむなく引き受けるというような話しです。田んぼについては○○さんは大きく水稲栽培しています。田んぼについては耕作されていますので問題はないと思います。

議 長 「6番の補足説明をお願いします。

19番 この方はアスパラを作り始めて3年目です。もう手入れもされていて収穫 されるばかりの状態となっていました。3年目ということで売買という話



が出まして、しっかり耕作もされているので問題はないかと思います。 議長 7番補足説明。 本人にはお会いできなかったのですが、3種農地でありますし、きちんと 20番 耕作をされるという話ですので、問題はないと思います。 議長 ご意見ご質問がありましたらお願いします。 11番 3条の所有権移転ですが、外国の方が買い取るという話ですが、そもそも 外国のどういう条件で農地を取得できるのかというご説明をお願いしま す。 特別制限する法律はありません。どこの人も日本人が買えるように取得で 議長 きます。ただきちんと農地で農業してもらえればいいというだけの条件で すね。 外国人に関してやり取りはできるけど、絶対所有はできないじゃないです 11番 か。 議長 できます。 日本の中で外国人が買ったのは6ヵ所くらいしかないですよね。ここの条 11番 件というのを全く日本人と同じ中で在留していれば、借りではなく所有権 ですので、そこら辺の線引きがどのようになっているのか、農業委員会と してはっきり覚えたいと思って質問しました。 事務局は明確な答えはできますか。 議長 では、次回までの宿題にしておきますので、またみんなに教えて下さい。 11番 ぜひお願いします。こういう事例が今後どんどん出てくると思いますので 一緒に勉強させてもらえればと思います。 事務局 次回までに確認します。 11番 法的な道筋を理解できる形があるといいと思います。ネットで調べると色 んな意見が出てきますので、農地に関してトラブルにならないようにお願 いします。 議長 推進委員の皆さんはご意見ご質問ありましたらお願いします。 他ご意見ご質問がありましたらお願いします。



ないようですので採決を取ります。原案のとおり賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第1号は原案のとおり決定といたします。

議 長 次に議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」事務局より り議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 農地法第5条の許可申請は2件。

【受付番号 1番~2番 議案書をもとに朗読と説明】

議長 ありがとうございました。

それでは1番の補足をお願いします。

19番 旧柳原出張所の近くに隣接していて、昨年事業を廃止した会社の空き家になっていた土地を、建物付きで○○建設が購入したということです。隣接する該当の土地については、道路と同じ高さに土が入っていて現況原野となっています。一時転用ですので問題はないかと思います。

議 長 2番の補足説明をお願いします。

1番

20 数年前に上倉地区で分譲された土の一画になります。地目は畑ですが、 現状は荒地となっています。宅地と宅地の間にある土地で宅地にしか見え ないようなところです。最初は畑として使用するつもりだったそうです。 第3種農地ということで問題ないと思います。

議 長 ご意見ご質問ありましたらお願いします。

ないようですので採決をいたします。

議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」原案のとおり 決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員举手)

議長 全員賛成ですので、議案第2号は原案のとおり許可相当として県知事に意思なが分かれた。

見を送付いたします。

次に議案第3号「農用地利用集積計画の決定について」事務局より説明お 願いします。

事務局 【 貸借 (中間管理) 受付番号 248番~293番



貸借(経営基盤法) 受付番号 294番

議案書をもとに朗読と説明】

以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議長 ありがとうございました。何かご意見ご質問等がありましたらお願いします。

(質問・意見なし)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。議案第3号「農用地利用集積計画の決定について」原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第3号は原案のとおり決定いたしました。

議 長 次に報告事項に入ります。

報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」は、報告事項ですのでそれぞれお読みいただいて、何かご質問があればお願いします。

よろしいですか。それでは以上をもちまして、農地議案審議を終了いたします。



以上をもって議事の顛末を記載し、議事録に相違ないことを証明するため署名します。

議事録署名人

議 長	松永 晋一	
9番	春日 孝利	
12番	佐藤、弘子	